R8.11.6 時点

安心・安全な暮らしをサポート

西尾市（建築課）令和８年度版

昭和 56 年５月 31 日以前に着工した住宅（併用住宅は２分の１以上が住宅）の

耐震診断・改修補助

事業名		対象	募集戸数	補助金額など
耐震診断	①木造住宅	２階建て以下の木造の戸建て住宅、長屋建て住宅、共同住宅、併用住宅（貸家を含む）で２×４工法・プレハブ住宅を除く	５戸	無料
	②非木造住宅	木造以外の戸建て住宅、併用住宅（貸家を含む）	応相談	診断費の３分の２ 上限 ９万円
木造住宅耐震改修	③耐震改修★	判定値 1.0 未満 → 1.0 以上かつ 0.3 加算 （税金の控除　所得税と固定資産税の控除あり）	募集終了	改修費の額 上限 135 万円
	④段階的耐震改修	[１段目]㈠判定値 0.4 以下 → 0.7 以上 1.0 未満 ㈡各階の判定値 1.0 未満→2 階建ての１階の判定値 1.0 以上 [２段目]１段目の耐震改修を受けた住宅→判定値 1.0 以上	募集終了	改修費の額 １段目上限 60 万円 ２段目上限 60 万円
	耐震補強設計	③④の耐震改修工事における精密診断法による耐震補強設計費 （④は[１段目]に限る）	募集終了	設計費の３分の２ 上限 20 万円
	⑤耐震シェルター整備	高齢者又は障がい者が居住する判定値 1.0 未満の住宅に、愛知県知事が認める耐震シェルター・防災ベッドを整備する工事	募集終了	整備費の３分の２ 上限 40 万円
	⑥小規模改修	判定値 1.0 未満 → 耐震性が向上する以下の改修等 1.居間、寝室等を補強　2.柱、梁の結合部の金物補強	１戸	改修費の２分の１ 上限 15 万円
	⑦住宅除却	容易な耐震診断調査票で倒壊の危険性がある住宅 又は 判定値 1.0 未満の住宅 を除却	要相談	除却費の 13% 上限 52 万円

住まい・建築物に関する補助

事業名		対象	募集戸数	補助金額など
⑧ブロック塀等撤去		道路からの高さが１ｍ以上で、組積造の部分が 80cm 以上の道路等に面したコンクリートブロック塀等を撤去する工事（塀等の一部を撤去する工事で、倒壊の危険性が残る場合を除く） 通学路等：通学路、大地震の時に避難する道路	20 戸	撤去費の２分の１ 上限 10 万円 ▼通学路等の場合 ３分の２・20 万円
⑨住宅浸水対策		洪水・内水ハザードマップの浸水想定区域や、浸水被害を受けた敷地とその隣接地の既存住宅で行う ㈠浸水対策改修等★　：かさ上げ、盛土、曳家 ㈡浸水防止施設設置　：止水板、浸水防止塀・蓋 ㈢市長が認める　：駐車場・屋外給湯器かさ上げ	要相談	工事費の２分の１ ㈠ 上限 100 万円 ㈡+㈢上限 50 万円 合計上限 100 万円
⑩アスベスト	分析調査	吹付けアスベスト等（仕上げ材料を除く）が施工されているおそれのある建材に行うアスベスト含有率分析調査	応相談	調査費の額 上限 25 万円
	除去等★	建築物に吹付けられたアスベスト等含有建材（仕上げ材料を除く）について、除去、封じ込め、囲い込みを行う工事	応相談	工事費の３分の２ 上限 180 万円
⑪土砂災害対策		土砂災害特別警戒区域内の民間住宅等に対して行う、外壁の改修や塀の設置で、建築基準法に適合するもの	応相談	工事費の 23% 上限 77.2 万円
⑫がけ地住宅移転		土砂災害特別警戒区域内等に元々居住している方が、市内の安全な場所に移転し、元の住宅を除却する工事 （前年度の８月末日までに事前相談が必要なため、工事が行えるのは令和９年度以降です。）	応相談	元住宅除却費 上限 97.5 万円
			応相談	移転先住宅借入金利子 上限 421 万円
⑬耐風対策	診断	令和３年１２月３１日までに葺いた住宅の瓦屋根について、告示基準への適合を確認する瓦屋根の診断	募集終了	診断費の３分の２ 上限 2.1 万円
	改修	基準に適合していない瓦屋根の全面を基準に適合させる工事で、改修後の住宅が地震に対して安全（新耐震基準等）なもの		改修費の 23% 上限 55.2 万円
⑭三世代同居		親世帯又は子世帯が、直近１年以上西尾市に居住している親世帯と子世帯が、直近１年以上同居していない 三世代同居・隣居のための新築・増改築・リフォーム工事	１０戸	工事費の２分の１ 上限 30 万円

注意！

交付**決定前**に**契約**や**工事着手**した場合、補助金は**受けられません。**

★の補助事業は、代理受領制度を利用できます。

以下の補助金はありません

- 非木造住宅耐震改修
- 新耐震基準の耐震診断・改修
- 空き家除却
- 外壁塗装

西尾市 住まい 補助

お問合せ先
西尾市 都市整備部 建築課
直通電話 0563-65-2381